

○天理市パブリックコメント手続に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、市民の市政への積極的な参画を促進するとともに、市の施策等の策定過程における公正の確保及び透明性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) パブリックコメント手続 市の施策等を実施機関が策定する過程において、案の段階で公表し、市民等から意見及び提案（以下「意見等」という。）を求め、提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見等に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。

(2) 実施機関 市長、教育委員会及び上下水道事業管理者をいう。

(3) 市民等 次に掲げるものをいう。

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 市税の納税義務者

カ パブリックコメント手続に係る施策等に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる施策等（以下「施策等」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 総合計画等市の基本的な事項を定める計画又は個別行政分野における施策の基本方針や計画等の策定若しくは変更に係るもの

(2) 条例の制定又は改廃に係る案で、その内容が次のいずれかに該当するもの

ア 市の基本的な制度を定めるもの

イ 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与えるもの

ウ 市民等に義務を課し、又は権利を制限するもの（金銭徴収に関する条項を除く。）

(3) 市の基本的な方向性を定める憲章、宣言等

(4) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が特に必要と認めるもの

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、パブリックコメント手続を実施しないことができる。

(1) 迅速かつ緊急を要すると認められるもの

(2) 軽微なものと認められるもの

- (3) 法令又は条例、規則若しくは要綱等（この要綱を除く。）により、市民の意見等の聴取手続等が定められているもの
- (4) 実施機関に裁量の余地がないと認められるもの
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出するもの

2 実施機関は、前項第1号に該当する場合は、その理由を公表するものとする。

（施策等の案の公表等）

第5条 実施機関は、施策等を策定しようとするときは、当該施策等に係る意思決定を行う前の適切な時期に、当該施策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により施策等の案を公表するときは、次に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 施策等の案の概要
 - (2) その他関連する資料で実施機関が必要と認めるもの
- （施策等の案の公表方法）

第6条 前条の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧、広報紙への掲載、市ホームページへの掲載その他適切な方法によるものとする。

（意見等の提出期間及び方法等）

第7条 実施機関は、市民等が意見等を提出するための必要な期間として、施策等の案を公表した日から30日以上の間を設けるものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事情があると認めるときは、当該期間を短縮することができる。この場合においては、施策等の案の公表の際にその理由を明らかにしなければならない。

2 実施機関は、次の各号に掲げる方法により、市民等からの意見等を受け付けるものとする。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 実施機関が指定する窓口への書面の提出
- (5) その他実施機関が適当と認める方法

3 意見等を提出するものは、住所、氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）及び連絡先を明示するものとする。

（意見等の考慮）

第8条 実施機関は、前条の規定により意見等の提出を受けたときは、当該意見等を考慮して、施策等の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、施策等の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項について公表するものとする。ただし、天理市情報公開条例（平成9年12月天理市条例第31号）第6条に規定する不開示情報に該当するものは、この限りでない。

- (1) 提出された意見等の概要

(2) 提出された意見等に対する実施機関の考え方

(3) 施策等の案の修正を行ったときは、修正した内容

3 前項の規定による公表は、第6条の規定を準用する。

(意見等の取扱いに関する特例)

第9条 実施機関は、前条第2項の規定にかかわらず、意見等を公表することが第三者の正当な権利利益を害するおそれがあると認めるときは、当該意見等の全部又は一部を公表しないことができる。

(適用に関する特例)

第10条 実施機関は、審議会等（地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置される附属機関及びこれに準ずる機関をいう。）において、この要綱に準じた手続を実施して策定した答申等に基づき立案した施策等については、この要綱によるパブリックコメント手続を行わないことができるものとする。

(実施状況の公表)

第11条 実施機関は、パブリックコメント手続の実施状況に関する一覧表を作成し、これを市のホームページへの掲載その他適切な方法により公表するものとする。

2 前項の一覧表には、次に掲げる事項を明記するものとする。

(1) 施策等の案の名称

(2) 施策等の案の公表日

(3) 意見等の提出期限

(4) 問い合わせ先

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に実施される施策等について適用する。ただし、この要綱施行の際現に策定の過程にある施策等については、この要綱の規定に準じた手続を実施するよう努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。